

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第三項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和二年十二月二日

東京圏国家戦略特別区域会議

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画都市再生特別地区（大手町地区）

当該事項を定める土地の区域 変更する部分

東京都千代田区大手町一丁目及び大手町二丁目並びに

中央区八重洲一丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北

側）並びに千代田区環境まちづくり部景観・都市計画課（千代田区役所五階）

及び中央区都市整備部都市計画課（中央区役所本庁舎五階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第三項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案を次のように公告する。
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和二年十二月二日

東京圏国家戦略特別区域会議

- 一 **国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類**
東京都市計画都市再生特別地区（虎ノ門一丁目東地区）
当該事項を定める土地の区域 追加する部分
東京都港区虎ノ門一丁目地内
 - 二 **縦覧場所**
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）
及び港区街づくり支援部都市計画課（港区役所六階北側）
 - 三 **縦覧期間** 公告の日から二週間
 - 四 **意見書の提出先** 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課
-
- 一 **国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類**
東京都市計画地区計画虎ノ門駅南地区地区計画
当該事項を定める土地の区域 変更する部分
東京都港区虎ノ門一丁目地内
 - 二 **縦覧場所**
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）
及び港区街づくり支援部都市計画課（港区役所六階北側）
 - 三 **縦覧期間** 公告の日から二週間
 - 四 **意見書の提出先** 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

- 一 **国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類**
東京都市計画第一種市街地再開発事業虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業
当該事項を定める土地の区域
東京都港区虎ノ門一丁目地内
- 二 **縦覧場所** 港区街づくり支援部都市計画課（港区役所六階北側）
- 三 **縦覧期間** 公告の日から二週間
- 四 **意見書の提出先** 港区芝公園一丁目五番二十五号
港区街づくり支援部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第三項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和二年十二月二日

東京圏国家戦略特別区域会議

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画都市再生特別地区（新宿駅西口地区）

当該事項を定める土地の区域 追加する部分

東京都新宿区新宿三丁目及び西新宿一丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び新宿区新宿駅周辺整備担当部新宿駅周辺まちづくり担当課（新宿区役所本庁舎七階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画地区計画新宿駅直近地区地区計画

当該事項を定める土地の区域 変更する部分

東京都新宿区新宿三丁目及び西新宿一丁目各地内

二 縦覧場所 新宿区新宿駅周辺整備担当部新宿駅周辺まちづくり担当課（新宿区役所本庁舎七階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都新宿区歌舞伎町一丁目四番一号

新宿区新宿駅周辺整備担当部新宿駅周辺まちづくり担当課

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画駐車場第26号新宿駅西口駐車場

当該事項を定める土地の区域 変更する部分

東京都新宿区西新宿一丁目地内

二 縦覧場所 新宿区新宿駅周辺整備担当部新宿駅周辺基盤整備担当課（新宿区役所本庁舎七階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都新宿区歌舞伎町一丁目四番一号

新宿区新宿駅周辺整備担当部新宿駅周辺基盤整備担当課